

令和 2 年度 七飯町誘客促進事業助成金交付 Q & A

(8月3日時点：最終更新)

質問	回答
■ 1 団体の定義とは。	同日程かつ同行程の旅行を 1 団体と考えます。
■ バスを 2 台で運行する場合には、補助金は 11 万×2 台分もらえるのか。	貸し切りバスの台数にかかわらず、「1 団体について 11 万円」となります。
■ 教育旅行も対象になるのか。	「交付要綱」の条件を満たしていれば申請は可能です。
■ 募集型企画旅行は対象になるか。	「交付要綱」の条件を満たしていれば申請は可能です。
■ すでに決定済みの旅行商品についても対象となるのか。	すでに募集開始または催行決定の旅行商品は対象外です。
■ 札幌発着のツアーで、函館までの往復に J R を利用したい。対象になるか。	函館到着後、「七飯町内に事業所があるバス事業者が所有する貸切バス」を用いていることが条件となりますので、函館からバスを利用して町内を訪れる場合は往復が J R 利用であっても対象となります。
■ 七飯町内では貸切バスは利用しないが、函館市内では利用する。対象となるか。	函館市内においても「七飯町内に事業所があるバス事業者が所有する貸切バス」の利用が条件となります。
■ サイクリングツアーの団体が七飯町に宿泊したツアーを企画したい。対象となるか。	「七飯町内に事業所があるバス事業者が所有する貸切バス」の利用が条件となります。
■ G o T o トラベル事業との併用は可能か。	当町の事業との併用は可能です。
■ 助成金は事業者だけに恩恵があるのか、利用者への利益も必要なのか。	助成金は旅行商品価格の割引に反映することと定めております。
■ 交付決定を受けた後に旅行内容が変更になった場合はどうするのか。	決定額から 20% 以上の変更が生じるなど旅行内容に変更があった場合は、事務局と協議の上、変更申請をしていただきます。なお、交付決定額を上回る変更申請は認められません。
■ 感染症拡大に伴う外出自粛要請に伴うキャンセル料の扱いはどうなるのか。	キャンセル料の補てんは本事業の対象外です。
■ 旅行者都合によるキャンセル料は本事業で補てんされないのか。	キャンセル料の補てんは本事業の対象外です。旅行者都合によるキャンセル料の取り扱いは各施設の旅行約款により取り扱ってください。
■ 旅行者都合以外のキャンセル料は本事業で補てん	キャンセル料の補てんは本事業の対象外です。

んされないのか。	
■ 本事業を活用するために作成した旅行商品について、悪天候により中止した場合も補てんされないのか。	本事業を活用するために作成した旅行商品についても、キャンセル料等の損失補てんは本事業の対象外です。
■ 七飯町の施設を利用した証明とはどのようなものか。	事業者が申請の際に提出した内容と実際の利用に相違がないか確認するためのもので、参考までに様式をご用意しますが、事業者の任意様式でも構いません。当日様式を持参した際に混乱を避けるため、あらかじめ利用される施設に連絡しておくことをお勧めします。
■ 飲食施設や体験観光施設等の利用について、旅行代金に含まれるものに限るとあるのはなぜか。	本事業は七飯町内で経済効果があったことに対して助成金を支出するものであり、例えば、トイレ休憩にのみ施設を利用した場合は経済効果があったとは言えず、本事業の趣旨に反することから、旅行代金に含むもののみとします。
■ 飲食施設と体験観光施設以外に対象となる施設はあるか。	旅行代金に含まれる利用（テイクアウト商品やお土産代など）があれば対象とします。
■ 七飯町内で立ち寄る施設が複数箇所ある場合、立ち寄った数だけ助成金がもらえるのか。	七飯町内に何泊しても、飲食施設や体験施設等を何回利用しても、1 回分のみ支給となります。
■ どうみん割との併用は可能か。	どうみん割の要綱において、地方自治体からの支援を受けて販売しているものは対象外と定めていることから、併用はできません。
■ 募集人数が 10 名以上とあるが、料金を伴わない幼児などは人数に含むのか。	料金を伴わない幼児などは人数に含みません。